

平成25年勝浦町マラソン議会（みかん会議）会議録第1号

1 招集年月日 平成25年12月3日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 12月3日 午前9時30分 議長 大西一司

散会 12月3日 午後2時27分 議長 大西一司

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	美馬友子	2番	麻植秀樹
3番	河野道雄	4番	籾公一
5番	国清一治	6番	森本守
7番	山野忠男	8番	井出美智子
9番	大西一司	10番	川端雅夫

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

1番	美馬友子	10番	川端雅夫
----	------	-----	------

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	小林功
教育長	北島隆	企画総務課長	伊丹眞悟
税務課長	前田泰子	福祉課長	大西博己
産業交流課長	野上武典	住民課長	岩佐誠明
建設課長	柳澤裕之	教育委員会事務局長	坪井泰博
勝浦病院事務局長	松本重幸	給食センター所長	豊岡和久
		会計管理者	
		出納室長	

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 前田晃司

1 議事日程

開議宣告

日程第1 諸般の報告

- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告
- 日程第4 議案第11号 勝浦町スクールバス購入事業物品購入契約の締結について
- 日程第5 議案第1号 勝浦町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第3号 勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第4号 勝浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第5号 勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第6号 勝浦町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第7号 勝浦町高齢者福祉推進基金の設置、管理及び処分に関する条例等を廃止する条例について
- 日程第12 議案第8号 平成25年度勝浦町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第13 議案第9号 平成25年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第10号 平成25年度勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（大西一司君） それでは、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（大西一司君） 日程第1，諸般の報告を議題とします。

初めに、会議等への出席状況を報告いたします。

11月13日から15日まで、東京都等で開催された第57回町村議会議長全国大会並びに徳島県町村議会議長会研修会に笹副議長が出席をいたしました。

11月22日、小松島で開催された小松島市外三町村衛生組合に森本議員と川端議員が出席をしました。

11月28日、徳島市で開催された徳島県町村議会議長会役員会に私が出席をいたしました。

また、12月1日に開催された石原地区の集合住宅建設地鎮祭に笹副議長が出席をいたしました。

次に、視察報告書がお手元へ配付のとおり提出されておりますので、ご報告をいたしておきます。

次に、監査委員から平成25年10月分の例月出納検査結果について報告書が提出されておりますので、報告をいたしておきます。

次に、法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは中田町長、小林副町長、北島教育長、伊丹企画総務課長ほか関係各課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

（10番川端雅夫君「議長」の声あり）

はい。

○10番（川端雅夫君） 全国瞬時警報装置、J-A L E R T、あの件について、勝浦、上勝は防災に流れなかったと。これは消防庁のほうから受信はしとんじゃね。その後の結果についてご報告願いたいと思います。

○議長（大西一司君） ほな、伊丹課長。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） 11月29日ですけども、10時15分に総務省からのほうでJ-A L E R Tの一斉の訓練ということで、周知をして訓練を行いました。結果的

には訓練放送について、受信はしておりますけれども、防災無線に流れなかったということで、住民の皆さんには大変ご迷惑かけましたし、大変遺憾に思っております。

この原因でございますけれども、一言で言えば業者というかシステムの委託業者の訓練用の設定ミスということが最終的にわかりましたので、本番については常にそういう受信できるような体制でありますので、万が一そういう災害が本番起こった場合には完全に流れるということは確認しております。訓練でしたので、本番用から訓練用にスイッチを切りかえるということで、その設定を朝から技術者を、沖電気ですけど、招いてしておったんですけども、その技術者が設定を間違ったということで、結果的に受信はしたんですけども、先ほど言いましたように、防災無線には流れなかったということでございます。当日も担当課長さん、それからきのうは高松支店長の方も呼びいたしまして、厳重に注意をしたところです。

今後につきましては、本番の設定、それから訓練用の設定についても全てチェックをかけるということで今後の再発を防ぎたいということで、一応きのう周知を徹底したところでございます。

以上です。

○議長（大西一司君） 川端議員。

○10番（川端雅夫君） これ訓練やけん、ええんじゃけんど、ほなけん本番っちゅうか災害のときには、点検なり整備は今後十分にしてほしいなど。お願いいたします。

以上です。

~~~~~

○議長（大西一司君） それでは、日程第2に移ります。

会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名いたします。

平成25年勝浦町マラソン議会みかん会議における会議録署名議員は、1番美馬議員、10番川端議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（大西一司君） 次に、日程第3、議会運営委員会所管事務調査報告を議題と

します。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

国清委員長。

○議会運営委員長（国清一治君） みかん会議に向けての議会運営委員会を11月28日に開催をいたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、会議日程であります。本日3日を第一読会といたします。17日、18日を一般質問とし、19日に第二、第三読会を開催する予定といたしております。

次に、議員間の自由討議について変更がございますので、報告をいたします。

これまでの自由討議は第二読会の質疑終了後に行っておりましたが、このみかん会議から第二読会の始まる前に執行部退席のもとで行うことといたしました。また、案件によっては議会に諮り、自由討議を省略できることといたします。この点につきましてのご協力をお願いいたします。

次に、11月7日に北海道豊浦町議会が視察に見えられました。今回はふれあいの里で宿泊をしていただけたら、勝浦町で長い間滞在をしていただきました。こういう形で勝浦町に対しての視察が経済効果につながるように、事務局のほうからも十分にご配慮もいただいておりますし、議会にとってもそういう形で進めていけたらいいのではないかと考えております。

以上、報告といたします。

○議長（大西一司君） ただいまの議会運営委員長の報告に皆様方ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 質疑もございませんね。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（大西一司君） 次に、日程第4、議案第11号、勝浦町スクールバス購入事業物品購入契約の締結についてを議題とします。

それでは、これより第一読会を開きます。

この第一読会は、会議規則第53条により、状況によっては私からも質疑を述べたい

と思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大西一司君） ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

町長から開会の挨拶並びに本件の趣旨説明をお願いいたします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 皆さんおはようございます。

平成25年勝浦町マラソン議会みかん会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私にわたり何かとご多用のところご出席を賜りまして、深く感謝を申し上げます。また、議員の皆様方には、日ごろから町勢の発展にご尽力を賜っておりますことに対しましても厚く御礼を申し上げます。

さて、去る11月20日に開催をされました全国町村長大会に出席をしてまいりました。大会では道州制に対する特別決議が行われ、道州制の導入により市町村合併がさらに強制されれば、農山漁村の住民自治は衰退の一途をたどり、ひいては国の崩壊につながっていくことなどの問題提起がされました。

また、本町の農業は担い手の減少、耕作放棄地の増加、そして高齢化など、深刻な状態となっております。T P P交渉参加により農業関係者を中心に将来に対する不安が一層高まっていることを訴えてまいりました。

さらに、本町も含め全国的な町村消防の実態としまして、近年の大規模、多様化する災害から町民の貴重な生命や財産を守るため、消防防災体制の充実強化を図る必要があります。少子・高齢化などによりまして消防団員の確保が非常に困難となっております状況でもございます。

今後さらに地方分権改革が推進される中で、事務の権限移譲や義務づけ、そして枠づけなどの見直しなどによりまして、真の地方主権、地方活性化に向けた取り組みを国に対して要望をしてまいります。

さて、11月3日には、特定非営利活動法人K－F r i e n d s 設立記念式典が開催をされました。勝浦町総合型地域スポーツクラブK－F r i e n d s は、ことしで設立から5年目を迎えます。この間スポーツ教室や文化教室、また工夫を凝らした数々のイベントや交流事業などを通じまして、町民の皆さん方の健康づくりはもちろんの

こと、町の活性化にもご尽力をいただいております。

このたび念願の特定非営利法人化が認められまして、新たな第一歩を踏み出されました。これを契機といたしまして、会員の拡大や財政基盤の強化などを図るとともに、健康で活力あるまちづくりに向け、さらなる活躍を期待するものでございます。

また、11月7日には、和歌山県那智勝浦町におきまして、第12回全国勝浦ネットワーク会議が開催をされまして、出席をしましてまいりました。会議では、それぞれが抱える課題につきましての意見交換を行うとともに、青少年の交流、文化交流、産業交流についても、引き続き相互交流を行うことを確認をいたしました。

関連行事といたしましては、平成23年9月4日に発生をいたしました台風12号による被害からの復興を願って、那智勝浦町においては昨年から開催をされております南紀勝浦ひなめぐりに、千葉県勝浦市、そして本町からひな人形を寄贈しております。また、本年2月12日には、南紀勝浦ひなめぐり実行委員会の方々が本町のビッグひな祭りに訪れ、井戸端塾から約4,000体余りのひな人形を譲り渡されております。このように、民間レベルでの交流が今後とも続くことを大いに期待をいたしてるところでございます。

11月2日には、勝浦市で開催されましたいんべやあフェスタに那智勝浦町並びに本町が参加し、ミカンなどの特産品などの販売を行っております。

また、11月14日には、平成22年以来2回目となります、千葉県勝浦市の県立勝浦若潮高校の2年生の55名の生徒さんが修学旅行でふれあいの里さかもとを訪れ、小松島西高等学校勝浦校の生徒の皆さんと、そして町民の方々との交流を深めております。そして、両校の交流が今度とも続くことを願うとともに、全国勝浦ネットワークを構成する3市町のさらなる交流と繁栄を祈念するものでございます。

また、11月10日に開催されました軽トラック市では、ことしで5回目を迎え、約5,000名の来場者に恵まれております。今回は過去最高の39ブースの出店、お子様向けのプレゾーンや会場の雰囲気盛り上げるステージイベントなど、大変盛り上がりがあったイベントとなっております。今後とも町の魅力をPRするためのイベントとして成長を期待するとともに、町の観光、交流の活性化につなげていきたいと考えております。

そして、11月28日には、勝浦町、上勝町、佐那河内村が共同利用する消防救急デジ

タル無線整備事業の安全祈願祭があり、佐那河内村で出席をいたしました。既に10月23日に工事請負契約を締結をいたしており、平成28年5月の運用開始に向けまして、工事の完成に努めてまいります。完成をいたしますと近年頻発する大規模災害に対応する広域消防救急体制が構築されることになりまして、将来的な消防救急の常備体制に向けましての準備が整うこととなり、住民への防災、減災対策に大きく貢献するものと考えております。今後とも安全・安心なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

また、平成23年度からの国の経済対策であります地域の元気臨時交付金につきましては、これまで生活環境整備事業として沼江掛谷簡易水道事業や消防防災事業としての消防車の購入や防災倉庫の設置などの整備をしております。平成26年度におきましても基金を積み立て、重要課題の実現に向けて活用してまいりますので、今後とも町民皆様方、そして議員の皆様方におかれましても十分ご理解、ご協力いただきながら、町勢発展のために努力してまいります所存でございます。なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

それでは、会議に上程をいたしております議案につきまして提案理由の説明をいたします。

議案第11号は、勝浦町スクールバス購入事業物品購入契約の締結についてであります。

これは、スクールバスを購入するため、一般競争入札によりまして購入業者を定め、その者と契約を締結するに当たりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、町議会の議決を求めるための案件でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議をいただきまして、ご決議賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大西一司君） 町長の説明が終了いたしました。

議事日程の都合により、休憩とします。

午前9時48分 休憩

午前9時50分 再開

○議長（大西一司君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

これより議案第11号について総括質疑を行います。

ご質問のある議員はご発言をお願いします。

誰からでもどうぞ。

2番麻植議員。

○2番（麻植秀樹君） 今回のスクールバスの件ですが、一般競争入札ということでうたわれとるんですが、一般競争入札は何社ぐらいから要望がありましたか。

○議長（大西一司君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（坪井泰博君） 座っていい。

○議長（大西一司君） ええ。

○教育委員会事務局長（坪井泰博君） はい。

昨日の入札日には2社が応札されております。

○議長（大西一司君） 麻植議員、どうぞ。

○2番（麻植秀樹君） 以前から購入するつつゆうことは議会でも議決はしとったんですけどもえらいどたばた劇で、この契約書も本日ですということは徐々にその間のプロセスに何か問題があったとかということはないですか。

○議長（大西一司君） 坪井局長。

○教育委員会事務局長（坪井泰博君） 当初のスケジュールを申しますと、12月20日ごろに正式な発注をいたしますと、3月の末には納車ができるというスケジュールで、入札の準備を進めておりました。ところが、10月6日か7日ごろに、安倍首相が来年の4月から消費税を3%アップするという発表をいたしました後で、11月に入りましてメーカーへの注文がふえてきまして、12月20日ごろの発注では年度末の納車が難しくなったというような話になってまいりました。そこで、ただし12月初旬の発注でございましたら年度末の納車が可能でございましたので、今回12月2日の入札といたしまして、このきょうの議決をお願いしたいと。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大西一司君） 麻植議員。

○2番（麻植秀樹君） 今回はこの第11号議案だけなんですけども、ついでと言っ

やあ何なんですけど、これからまたどんどん車を各課でも購入する予定が入っておりますが、一般競争入札であればいろんなメーカー、また各課で購入する車両等々の研究も目いっぱいしていただいて、これ町民の税金ですからね。税金使うんですから、ちゃんと遅滞なく、滞りなく、ミスなくやっていってほしいと思います。

以上です。

○議長（大西一司君） ほかにございませんか。

5 番国清議員。

○5 番（国清一治君） 今麻植議員から質問があったんですけれども、私も今回第11号議案を審議するという事は議会運営委員会で聞いておりました。しかし、町長の提案理由と坪井局長の提案理由の中で、なぜ審議しなければいけないかという理由がまずあってしかならぬと、私ははっきり言うて思ってます。ほんで、議案書3日前に送られてきても、第11号議案、審議にもかかわらず議案書は当日渡すと。これ前もって検討することも全くできないわけなんですけれども、そこらの配慮に欠けたんじゃないかと。これは、ほかの議員も多分思うとだと思います。

そういうことで、はっきり言うて教育委員会いろいろ問題があって、決算認定のときにも指摘した事項がございます。そういうことで、はっきり言うて、またかっという感じは否めないと思いますので、そこだけ申し添えまして、一つ聞いておきたいのは、この買いかえによって現在使っている車、私が聞いたところではまだ耐用年数も来てない車を買いかえるという、前の予算審議の中でもありましたが、これに対して、さかものふれあいのほうから、廃車するのであれば使いたいという申し入れが早くからあったと思いますが、いまだに結論は出てないように思いますが、1つの備品なんですけど処分なんで、そこらを有効利用してもらいたい観点からちょっと聞かせてください。

○議長（大西一司君） 坪井局長。

今の最初のもいる。

（5 番国清一治君「最初もちょっと」の声あり）

この2点。審議の前ふれがちょっとおくれたことと今のバスの利用、ふれあいのさかもの。

○教育委員会事務局長（坪井泰博君） 議案の提出が間際になったっていうことは、

結果といたしまして年度末の納車に間に合わせたいというところで進めてまいりました。ちょっとその辺の不便があるのであれば、おわびを申し上げます。

それと、ふれあいの里さかもとの今現在使用しているスクールバスの譲渡の話でございますが、一度ふれあいの里とも話の場を持ちました。それで、今現在使っているバスの型式であるとか大きさであるとか、いろいろ概略ですけれどもご説明を申し上げまして、ふれあいの里としては使用したいとそういうような話がございました。そして、私のほうもそれ以後町長とも協議をいたしまして、基本の線といたしましては、ふれあいの里で使用してもらおうと、そういうような方向で認識はいたしております。

それで、今回この新しいスクールバスの発注が正式に決まりましたら、また詳細なところにつきましては、ふれあいの里と話し合いを持ちまして、運用につきまして打ち合わせを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大西一司君） 国清議員。

○5番（国清一治君） さかもとに使っていただける、これは私はありがたいことやと思っております。今使うとんが、県の廃車を受け入れての10年余りですか、それで車自体が非常に傷んでいると私思っておりますので。これ余りもったいぶるんじゃなしに、早く対応していただきたい。これは、要望しておきます。

以上です。

○議長（大西一司君） ほかにご意見のある方ございませんか。

10番川端議員。

○10番（川端雅夫君） スクールバスの運行业者について、今のやま仁さんですか、あそこへ引き続いてするんですか。それとも、新たな募集をするんですか。

○議長（大西一司君） 坪井局長。

○教育委員会事務局長（坪井泰博君） 現在のところは、26年度におきましても現行の業者さんをお願いしようかと考えております。

以上です。

○10番（川端雅夫君） 運行についての問題点は今まではなかったんかいな。

○教育委員会事務局長（坪井泰博君） 運行については問題はございませんでした。

○10番（川端雅夫君） 以上。

○議長（大西一司君） もう終わります。

ほかにごいませんか。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ないようでございますので、以上で総括質疑を終了します。

4番節議員。

○4番（節 公一君） 動議を提出いたします。

議案第11号については、質疑が尽くされたと思いますので、第二、第三読会を省略して、直ちに採決することを望みます。

○議長（大西一司君） 2番麻植議員。

○2番（麻植秀樹君） ただいまの4番議員の動議に賛成いたします。

○議長（大西一司君） それでは、ただいま4番議員から、議案第11号については、第二、それから第三読会を省略して、直ちに採決を行うべしとの動議が提出され、賛成者がありますので、動議は成立しました。よって、この動議を直ちに議題とします。

お諮りします。

議案第11号については、第二、第三読会を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ありませんので、議案第11号については直ちに採決いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大西一司君） ありがとうございます。

賛成者多数と認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大西一司君） それでは次に、日程第5から日程第14を一括して議題とします。

それでは、これより第一読会を開きます。

この第一読会は、会議規則第53条により、状況によっては私からも質疑を述べたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

町長から本件の趣旨説明をお願いいたします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） それでは、議案第1号から提案理由の説明をさせていただきます。

議案第1号は、勝浦町地域の元気臨時交付金基金条例の制定についてであります。

この条例につきましては、国から交付を受ける地域元気臨時交付金の対象となる事業の円滑な実施に資するためのものがございます。

次に、議案第2号は、勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例についてであります。

これは、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ交付され、原則として平成28年1月1日より施行されることとなっているため、勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正するものがございます。

また、議案第3号、勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についても同様の理由であります。

議案第4号は、勝浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、地方税法の改正に伴い、平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞金の割合が見直されるため、地方税法の規定を準拠している勝浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第5号、勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例についても同様の理由であります。

議案第6号は、勝浦町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正に伴いまして、勝浦町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する必要性が生じたため、規定の改正を行うものであります。

議案第7号は、勝浦町後期高齢者福祉推進基金の設置、管理及び処分に関する条例等を廃止する条例についてであります。

これらの基金条例につきましては、基金の目的を終了し、残高もないため、廃止するものであります。

議案第8号は、平成25年度勝浦町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,906万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億7,465万8,000円とするものであります。

議案第9号は、平成25年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ750万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,752万1,000円とするものであります。

議案第10号は、平成25年度勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,279万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、ご審議をいただきまして、ご決議賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大西一司君） それでは、町長の説明が終了しました。

議事日程の都合により、休憩とします。

午前10時06分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（大西一司君） それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続いて会議を開きます。

これより議案第1号について総括質疑を行います。

議案第1号について質問のある議員は発言をお願いいたします。

どっちが先だった。

1番美馬議員。

○1番（美馬友子君） 座ってもよかったな。

○議長（大西一司君） はい、座ったままで結構です。

○1番（美馬友子君） よろしくお願ひします。

元氣臨時交付金は地域経済活性化とか雇用創出臨時交付金の対象となる事業でありますけど、具体的にはどういうふうな事業に使うために基金として残されるんでしょうか。もうちょっと詳しく説明が、なかっても……

（企画総務課長伊丹眞悟君「今後の事業」の声あり）

はい、今後の。

○議長（大西一司君） うん、現在も構わん。

伊丹課長。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） 基本的には補助裏、それから国庫補助金のもともとの制度が地方経済を活性化するというので、地方の財源を補填するという考え方で、国庫補助金をいただいても残りは一般財源使わにゃいけませんので、そこを国が経済対策として補填をするというようなことで創設になってます。今言いましたように、基本的には補助金の裏、地方負担金分を補填する。それから、起債を借りましたら、起債の残りは当然一般財源で補填しなきゃなりませんので、その分についても適応さすというのが大きな柱です。

あと、どんな事業が適用するかということなんですけども、基本的には経済対策ですので、いろいろ細かいことはあるんですけども、いろんな事業に使えます。ただ、維持管理費、今までの維持管理費系には使えません。ほれは地方が維持管理する部分

でございますので、新しい事業で地方負担分について補填するというようなことになってます。

今ちょっと余談っちゅうか長くなるんですけども、今の交付金が当初では2億3,700万円ほどというご答弁しとったんですけども、ほぼ確定いたしまして、今後の予定額が2億3,981万9,000円。これは、ほぼ確定しております勝浦町への交付額です。そのうちの事業費ベースとしては現在25年度末までの執行額がほぼ3億3,000万円ぐらいで、それに充てる25年度までの充当率が1億7,500万円ぐらい。また、一部事業が契約も進んでおりませんし、進んでおる事業の中でも、先ほど言いましたように、対象外経費もでございますので、これからその1つの事業の中で交付金が対象になるかならないかを精査して、ほいで充当率が確定されていきます。

最終幾らになるかちょっとまだはっきりは見えてきておりませんが、今のところ、言いましたように、2億3,900万円余りの中で1億7,500万円ぐらいが25年度で執行予定です。そんで、残りが今のところ6,500万円ぐらいの繰り越しを予定しております。これも先ほど言いましたように基金に積みますので、そのときにまた具体的な事業についてはメニューを上げてご説明したいと思ってます。

そのぐらいでよろしいですか。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○1番（美馬友子君） 大体のこと、今年度の基金として約6,500万円ぐらい積み立てれるっていうところと本当にほの6,500万円積み立てた基金をどんなふうな事業に使えるかっていうことは、この括弧の地域経済活性化と雇用創出臨時交付金の対象となる事業に使うっていう大まかなくくりでいけるっていうことやな。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） 事業の概要についてはほとんど変わっておりませんので、これまでどおりの用途について該当になっていくと思います。ただ、先ほど言いましたように、1つの事業であっても維持修繕の部分は対象外になっていきますので、勝浦町がやりたい事業を具体的に県、国に説明して、その中で交付金が適用になるかならんかっていうところは決まっています。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○1番（美馬友子君） よその市町村では6月にもこういう基金の積み立てを開始してる市町村がありますけど、5月かいね、早目にしてる部分がありますけど、ほれは

勝浦町はもうちょっと残高とか見て、こういう基金の積み立てを設置したっていうことですか。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） この基金については、ごく最近まで、25年度、今年度中に執行せよと。経済対策ですので、早くもう執行せよということで、国の方針だったんですけども、なかなか執行率が全国的に悪いということで、基金に積んだらできますよと、繰り越せますよということで、最近ほれ決定しました。

ほんで、ちょっと9月ごろに恐らくその方針を、もう議論はされておりましたけども、基金に積めるか積めないかっていうのはまだあの時点では決断というか判断はされてなかったと思います。今言いましたように、11月ごろに入って確認しましたら、そういうことを方針決めましたので、今言いましたような数字で事業を進めたいというふうには考えてます。

○1番（美馬友子君） ありがとうございます。

よそでは6月に基金条例を決定しとった市町村があるんで、ちょっと聞いてみただけです。

○議長（大西一司君） ほな、4番節議員。

○4番（節 公一君） 今1番議員さんのことの質問で、私の聞きたかった積み立ての額、そのことは非常によくわかったんですが、それで副町長にちょっとお尋ねしますが、今までもこの元金の交付金、使途については議会でも今物品購入がほとんどであったと。自動車を新しく買うとか、経済対策に出されたはずのにからに物品購入で町内への経済効果はほとんどないでないかと、使途に問題があるんじゃないかというようにときに、副町長は、問題があるとも思いますというような答弁でした。以後については、交付金本来の目的に沿ったような使い方をしたいということでしたね。だから、今後この基金に積み立てて来年度というより、内容の充実したものに使うてくれると思うんですが、その後こういう事業だったらええと思うような構想を実際具体的なもんはありますか、立ててますか。

○議長（大西一司君） どうぞ、副町長。

○副町長（小林 功君） まだ具体的にはっきり申せるところまではいってないんですけども、公共事業的なものとか、今回の補正でも出させていただいていますエアコンの設計とか、ああいったものであれば町内業者でも参入の余地はありますので、たと

え備品としましても町内の業者も参入できると、そういった形でできるだけ地域の活性化が図れるように、事業を政策立案する際にそういったこともまず念頭に置いてやっていかなければならないというふうに考えております。

○議長（大西一司君） どうぞ、籾さん。

○4番（籾 公一君） この中学校のやつは後でまたいろいろ教育委員会のところから出てくると思いますからそのことには触れませんが、趣旨としてですよ、副町長、前から問題があるという基金でした。実際に現在までに、だったらもっと具体的にこういうことに使うというようなことが執行部側で話し合われとっても不思議じゃあない。私から言われたら、おくれてるのではないかなと。非常に使い勝手がええ基金ではありますし、これを有効に使うということをもう少し考えていく必要があるんじゃないかなと思いますが、町長、ここらあたりの判断どうですか。

○議長（大西一司君） 町長。

○町長（中田丑五郎君） ご指摘のとおり、有効に使っていきたいと、当然のことなんですけど。いろいろと各課で提案してもらって、いろいろメニューも考えながら、その適用、実際にこの基金は使えるかどうかというんも検討してやってる結果、現在6,000万円余りのお金は基金として来年に繰り越せるというようなことで、そのメニューを今現在いろいろと検討しているところでございまして、できるだけ地域でも使えるようなものにしていきたいというのが今のところの段階です。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○4番（籾 公一君） 改めて言うまでもありませんが、もともと基金の趣旨がそういうことですので、それに本当に沿ったように、私たちが納得できるような用途に、ぜひこれはもっともっと真剣に考えていってもらわにやいかんと思うんですが。

企画総務課長に最後ちょっと確認ですが、26年度には全くもうこれはないんですな。26年度にも継続して、またほれを積み立てれるというようなことはないんですね。もう25年度でこの基金は完全に終わるんですね。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） 今言いましたように……。

○4番（籾 公一君） 基金っていうか交付ですね、元気の交付金。26年度は全くないんですな。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） 今のところといいますか今の現交付金については、

先ほど言いましたように、基金したら26年度で執行できますよということが1つ、これはこれであります。もう一つ、最近の情報なんですけれども、まだはっきり確定した話ではございませんけれども、政府のほうで今度消費税が上がるでしょう。それと、まだまだアベノミクスでないですけど、地方にはその恩恵が来てないというような、この2点がかなり国会では議論されておりまして、当初この交付金は1兆4,000億円の予算でした。

ほんで、今言いましたように、消費税絡みと地方の活性化がまだおくれておるといようなことで、今5兆円の規模の補正を検討する段階に入っております。これがどの時点で出てくるかっちゅうのは、まだ確定はしておりませんが、今議論されておりますので、早ければ今年度1月、2月、3月あたりに方針が出て、また補正をして繰り越すといような、早ければそういうような格好になりますし、消費税をにらんでやるのであれば新年度からといような今状況でございます。

今言いましたように、後半の検討についてはまだ確定したんではありませんので、情報としてはそういうふうなことは議論されておるといことでございます。

○議長（大西一司君）　どうぞ。

○4番（節　公一君）　5兆円規模の経済対策、これは新聞にも出てますし、公共事業に1兆円とか、復興に回すとか、子ども手当、いわゆる家計支援にもという話が出とんですが、この元気の交付金という名前ではまだ26年度も出る可能性もあるといことですか。それとも、この元気の臨時交付金、あくまで臨時といことは大概是普通二、三年のことと思ふんですが、形を変えて出てくる可能性があるとい判断ですか。

○企画総務課長（伊丹眞悟君）　交付金、新しく大きな名称ははっきり決まっておりますけれども、今のところは公共事業の負担軽減をするための地方向けの臨時交付金を継続するといようなタイトルといか名前は今議論されてます。

○4番（節　公一君）　はい、わかりました。

　以上です。

○議長（大西一司君）　それでは、8番井出議員。

○8番（井出美智子君）　この元気交付金を使って高松市がエアコンを設置しているけど、勝浦町はどうなのかという質問をした覚えがあるんですが、やっとな元気交付金

を使って中学校にエアコンが設置できたっていう答えが出ました。この間……

(「設計段階」の声あり)

まだ設計段階ですけどね。だから、提案したことに対してすぐ取り組んでくれば、この夏の暑い時期も早く子供たちに暑い思いをさせずにできたのではないかなっていう思いがしてます。だから、私たちが一般質問したことに対しても、もっと機敏に調べて対応してほしいっていうことが1点と。

それと、総務課長にお尋ねしたいのは、これは新しい事業に使える、維持管理には使えないっていうことでしたが、リフォーム助成なんかの新しい事業として取り組んだ場合に使えるんでしょうか。消費税が8%に引き上げれば、また建設業者とかいろんな町内の中小業者は仕事があたっと減って本当に厳しい状況に陥るので、今まで提案してきても具体化されなかった町内業者向けのリフォーム助成の新しい事業ということで立ち上げれば、この元気臨時交付金を使っての財政的な裏づけがあって、町内の業者が潤うような元気が出る施策がすることが可能なのかということは今議会ではっきりした答弁がいただけるような準備とか勉強をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(大西一司君) 課長、今の件について、どうぞ。

○企画総務課長(伊丹眞悟君) 小・中学校のエアコンの問題なんですけど、今回適用するということでございますので、議員さんからもそういうご提案いただいておりますので、今回中学校については設計をしてみたいというふうに考えてます。実際にする、せんっていうのは、設計もしてみなわかりませんし、事業費がどの程度になるかもわかりません。それから、個人的に言えば、中学校、小学校、要るのかどうか。学校関係者とかPTAの方にもご相談して決定しなければならないと思いますので、今後そういう関係者、学校関係者と父兄の方とか、十分相談して決定はしていきたいというふうに考えてます。

それと、リフォームですけども、今の状況では私らが想定しているリフォーム助成というのは該当しないと私は判断してます。何か新たな、同じリフォーム助成でもいろんなやり方があるかと思うんですけども、適用になるような方法、手段、制度があるんならそれは検討していきますけども、それが直接議員さんがおっしゃられるような住民とか業者の方に利益が及ぶような制度になるのかどうか、その辺もち

よっと勉強してみなわからんと思いますので、いろんな角度から検討はしていきたい  
と思います。

先ほど節議員さんにも説明したように、同じ事業であっても適用になる部分となら  
ん部分がございますので、そこを十分検討せなしたら公費に該当せずに一般財源持ち  
出しということになりますので、そのあたりはなかなか微妙なところでございま  
すので、今後その分についてはこの臨時交付金で対応できるかどうか、いろんな方法  
は検討してみたいと思っております。

○8番（井出美智子君） 質問したときは、それは勝浦町では難しいみたいな答弁で  
したけど、今回このような設計に上がってきたということは、このリフォーム助成の  
事業に関してもきっと町長を初め課長はしっかり努力してくれると思っております  
ので、しっかり取り組んでほしいと思います。町長選挙も控えていますから、より頑  
張ってください。

○議長（大西一司君） ほかに議案第1号についてございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ないようでございますので、以上で議案第1号についての総  
括質疑を終了します。

次に、議案第2号について総括質疑を行います。

ご質問のある議員さんは何なりとどうぞ。

廃止やけん、あれじゃな。

ええですか。

いいですね、これは。

4番節議員。

○4番（節 公一君） 字句のちょっとわからんところがある。株式と一般株式との  
この何か分けたんちゅうんは、これは普通どういう何があるんですか。普通株式と  
いったら、いわゆる株式取引されとるとか会社が持つとるとかということと思いま  
すね。一般株式っていうのはそういうことを言うんですか。

○議長（大西一司君） はい。

○税務課長（前田泰子君） 私も理解不足のところが多々ございまして、今回の分は  
金融商品に係る損益通算範囲が拡大されたってということで、公社債等に対する課税方

式が変更されたということが主なところでございます。

そして、特定公社債が、現状では保有段階では源泉分離課税であったのが、申告分離課税に変わると。売却のときが非課税であったのが、譲渡所得においては申告分離課税に変わると。損益通算が今までは不可だったのが可能になるというふうに変わっております。

また、一般公社債も、売却において非課税であったのが、譲渡所得において申告分離課税となったと。損益通算も不可であったのが可能になったと。

損益に関して拡大解釈がされたってということになります。

ちょっと答えになってないかもわかりません。

○議長（大西一司君） はい。

○4番（籾 公一君） わかりました。

一般的にですよ、一般的に通常わかりやすく言うたら、今まで株式を保有されとる方の配当、株式配当に対しては2割の、今1割だったんですね、特別配当金の1割が税金として納めとったと。来年の1月から2割になると。その関係なんか、それは全く関係ないのか、ちょっとここの株式って利子とかほんなんがあるんで、そこらほもしわからなんたら、またちょっとわかるように、そこが関係あるんか次回のときまでにちょっと。

○税務課長（前田泰子君） 個人の方で株式しよる人に対してはそうでしょうけれども。

○4番（籾 公一君） だから、一般公社債の株式っちゅうのはそういうことを言うとは違うんですか、ここは。対象は。そういうことと言うとることとは違うんですか、話の内容が。

○税務課長（前田泰子君） 10%と20%であったんが、1月1日以降に10と20に分かれとったんが20%になりましたよとか、そういうふうな関係です。

○4番（籾 公一君） それも影響してくるといことですか。

○税務課長（前田泰子君） でも、それは個人の方がなされる分なので、申告においては29年2月からの申告によって損益を株をされた方の申告になってきますので。

○4番（籾 公一君） 29年。

○税務課長（前田泰子君） 29年からです。

○4番(節 公一君) ちょっとわかるようでわからん話なんで、ほなここの今の比較表のやつも後でちょっとゆっくりまた読んでみますわ。

○税務課長(前田泰子君) はい、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(大西一司君) 徴収方法が変わるっていうことを大まかに……。

○税務課長(前田泰子君) そう、拡大されるっていうことです。

○4番(節 公一君) 2割、1割っちゅうのは関係ないっていうこと。

○議長(大西一司君) うん、ほういうことだね。

○4番(節 公一君) そういうことだね。

○議長(大西一司君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大西一司君) それでは、ないようですので、議案第2号については総括質疑を終了します。

次に、議案第3号について総括質疑を行います。

何かご意見のある方はご発言をお願いします。

何もわからんたら。

(「文言の修正だけですか」の声あり)

(税務課長前田泰子君「そうです、はい」の声あり)

ええですか。

(「なし」の声あり)

○議長(大西一司君) それでは、この件については質疑を終了します。

次に、議案第4号について総括質疑を行います。

ご質問のある方はどうぞ。

延滞金。

4番節議員。

○4番(節 公一君) これは延滞金は引き下げるという内容でいいんですか、一言で言えば。

○税務課長(前田泰子君) そうです。一言で言えば、そうです。

○4番(節 公一君) 引き下げるということね。

○税務課長(前田泰子君) はい。

○4番（籧 公一君） はい、わかりました。

次のちょっと議案第5号と関係してくるんで、今度それは議案第5号のときにで、はい。

○議長（大西一司君） 議案第4号についてほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ないようでございますので、以上で議案第4号についての総括質疑を終了します。

次に、議案第5号について総括質疑を行います。

ご質問ある方はどうぞお願いします。

どうぞ、籧さん。

○4番（籧 公一君） ここで先ほどのことを聞くんですが、同じ14.6%でこれを何かベースにしとるんね。だから、この議案第5号のほうは14.5を14.6にすると、こちらを引き上げるほうですか、延滞金。大西課長。

○議長（大西一司君） ほうやな。

どうぞ。

○福祉課長（大西博己君） 14.5から14.6に引き上げるというふうに捉えられがちですが、これは後期高齢と同じと思うんですけども、今回の改正は延滞金の計算特例、特例基準割合を導入するという趣旨の改正でございます。

この特例基準割合というのが、簡単に言いますと、国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の上限によりまして満額の14.6から下がるケースがありまして、利率によりましては14.6はそのままになるケースもあります。ですから、14.6から下がる可能性とあるのが今回の本則でございまして、その際もともと介護保険条例の延滞金は14.5で設定してございました。この14.5を今回の特例基準割合による計算の特例を適用させるために14.6に統一させたというのが正規の説明だと思えます。

そして、この14.5というのは根拠もございまして、介護保険料に関しましては他の税の根拠と違いまして、他の税の根拠は地方税法が根拠となっておりますが、介護保険法は地方自治法が根拠となっております。その地方自治法で、延滞金を科すことができる。地方税法は、延滞金を科さねばならない。この差がございまして。介護保険条例を設置した場合に、この科すことができるというのから根拠にしまして、介護保険

法第157の支払基金からの年金特別徴収に係る延滞金規定，これが14.5でございました。これを普通徴収に準用して，14.5としてあった経緯がございます。その14.5を今回の特例基準割合を適用させるために14.6に合わせたというのが，今回の改正の趣旨でございます。

以上です。

○4番（籧 公一君） かいつまんて言うたら同じやけども，ほの地方自治法の特例基準割合，これをするためにもともとの14.5と書いてあった文字を14.6にほの法律に適用するために直したっていうことで，14.6にするということではないということやね。

○福祉課長（大西博己君） そうじゃないんです。合わせたという。

○4番（籧 公一君） 合わせたということやね。はい。

○議長（大西一司君） 籧さん，いい，ほんで。

○4番（籧 公一君） はい。

○議長（大西一司君） 2番麻植さん。

○2番（麻植秀樹君） 改正後と改正前で，改正前は金額について年14.5%の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならないと，ただし延滞金額が100円未満場合においてはこの限りでないとなってますね。ほんなら，改正後がさっきおっしゃったんは引き上がってませんよと，また下がったぐらいですよとおっしゃっておったんですけども，改正後はこの14.5%から14.6%になるというには書いてますわね。それで，括弧で，期限内の翌日から3カ月を経過する日までの期間については年7.3%の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなけりゃならないと。ということは，これ3カ月までは期間は年7.3%の金利っちゃおかしいが● ●言うんでしょう。

（福祉課長大西博己君「延滞金を科すことができる」の声あり）

科すことができるということは，科すということは取ることができる。

（福祉課長大西博己君「はい」の声あり）

ということは，3カ月過ぎたらこれどうなんですか。

（福祉課長大西博己君「3カ月すると……」の声あり）

○議長（大西一司君） どうぞ。

ええんで、どんどんやってください。

○福祉課長（大西博己君） 3カ月経過しますと、14.6のほうの延滞金計算率が適用になります。3カ月経過する特例です。

○2番（麻植秀樹君） もともとこれ……。

○福祉課長（大西博己君） もともとはこれも同じように……。

○2番（麻植秀樹君） 100円だったんでしょう。

○福祉課長（大西博己君） いえ、違います。

○2番（麻植秀樹君） 違うんですか。

○福祉課長（大西博己君） もともとはこの14.5を介護保険条例としたときに、そのときは1カ月だったと思います。1カ月以内だったら7.3%という特例措置を設けることができるとなっとなつたんですけども、地方自治法で。介護保険法の特別徴収のに基づいて14.5と設定した際に、この特例措置は介護保険条例としては設けなかったという経緯です。今回この各年の特例基準割合を附則で適用させるために、他の例と同じような3カ月を経過するまでの年7.3%というのも介護保険条例につけ加えました。

延滞金100円未満というのは、延滞金の計算が滞納月数で計算して何千何百何十円とかというんは100円未満は切り捨てられます。その100円未満を切り捨てるのは、改正前も改正後も同じ内容でございます。

○2番（麻植秀樹君） 実質0.1%ふえたっちゃうことやね。

○福祉課長（大西博己君） 旧条例の14.5から14.6に0.1%アップはされてますが、附則の延滞金の計算の特例でこの14.6は適用になりまして、● ●，これが12月15、ないしは25に確定すると思います。これに基づきまして、満額14.6になるよりも14.6以下に下がる可能性が高い。そういうのが、現在の県のほうの見解でございます。この附則の計算特例を適用させるために県下この近隣町村等の● ●も勘案して14.6にこの際改めたというところが経緯でございます。

○議長（大西一司君） 納得多分しとらんと思うけど。

○2番（麻植秀樹君） わからんわ。

○議長（大西一司君） これは一月のやつを三月に延ばしたけん、ほうなるということ。今の7.何ぼ。

○2番（麻植秀樹君） ちゃうね。今月払わないかん……。

（「今月払わないかんやつを延滞した場合の」の声あり）

○福祉課長（大西博己君） 7.3%の延滞金の特例を受けるのは、3カ月を経過する前に滞納分を納めた者の延滞金の計算が7.3%で計算しますが。

（「● ●，3カ月言うたら払える人が●  
●な，介護● ●年寄りで。● ●」の声あり）

半年とか1年経過した場合は、三月を超えた分の計算率が延滞金は14.6で計算されます。

（「3カ月● ●やったら7.3が適用されるっちゅうことやな」の声あり）

はい。

（「● ●」の声あり）

過ぎた分だけです，はい。

（「ほなら，年利がほんだけになる」の声あり）

○議長（大西一司君） ほんで，解釈は14.6がほんまはもっと安いんだよっちゅう意味は，この7.何ぼが1カ月が3カ月延びたけん，ほういう意味で安うなるって言いよるへんのかい，違うんかい。

○福祉課長（大西博己君） 14.5から14.6に変更になった説明と3カ月までの7.3%はちょっと説明が違います。

○議長（大西一司君） 違うんで。0.1%上がっとなやけんど，ほんまは安いんじやっちゅうように説明してあげんとわからん。

○福祉課長（大西博己君） 14.5から14.6に変更になったのは，附則の計算特例を適正に適用させるために14.6に県下一斉に統一した。この統一して14.6の基準から短期貸出約定平均金利が下がったら，14.6が14，13，12と下がっていく可能性は十分にあります。

○議長（大西一司君） ほな，変動があるけんという意味か。ほらあ，変動しよるけん。

○福祉課長（大西博己君） もっと詳しく申し上げれば。

○議長（大西一司君） 金利もほらあ移動しよるけん、刻々変わるんだけんど。

ほかにございませんか。

1 番美馬さん。

○1 番（美馬友子君） 10月の定例監査で、監査委員の意見書の中に、滞納者がようけおるんで個別訪問して徴収せよっていう意見もありましたが、どれぐらいの方がなかなか払えんのかっていうことと、私計算弱いんで、介護保険料って大体決まっとうと思うんです。平均して、どれぐらいのお金の方がどれぐらい滞納したらどれぐらい延滞金もらうんですよって、具体的な金額でちょっと言うてもらえますか。

○議長（大西一司君） はい。

○福祉課長（大西博己君） 計算のほうはまだ出ませんが、まず監査で指摘した分、24年度決算現在で25名、現在11月末現在で23名で、調定額が151万700円に対して、現時点での徴収実績が10万2,670円。これは、対前年度比で2万円ほど上回っております。電話、直接訪問等の交渉により分納の開始に応じてくれる場合もあり、十分ではございませんが徴収努力は進めております。滞納処分に係る規定を適用する今までの実績はございませんでした。介護保険というのは、滞納処分、資産のない者は給付制限によるペナルティーが介護保険法69条の規定で明記されてますので、そちらの説明を十分して、この延滞金の計算を必要とするような強制徴収によるケースには至らなかったというのが実情でございます。

14.6の計算方法でございますが、年14.6%で100万円の納付以後で3カ月以上を経過した滞納の滞納額がございましたら、滞納金100万円に対しまして14万6,000円の延滞金が発生します。ただし、これを徴収する手段は強制徴収しか方法はございません。

答えになりましたか。

○1 番（美馬友子君） 25名だったんが23名になって、151万円ぐらいまだ残っとうっていうことやな。

○福祉課長（大西博己君） はい。

○1 番（美馬友子君） それで、滞納処分はないけど給付制限があるっちゃうことは、サービスが制限されるっちゃうことですか。

○福祉課長（大西博己君） はい。

○1番（美馬友子君） ほの23名の中に、介護度が高い方でサービスがすごく制限されてるっていう症例もありますか。

○福祉課長（大西博己君） 具体的に数字は調べてませんが、何人かはおります。そして、69条による給付制限で本来1割で済む給付が3割となっているケースもあると思うんですが、具体的にちょっと調べてませんので。ゼロではなかったと思います。

○1番（美馬友子君） ほんなら、勝浦町内で大変な方がおいでるっちゃうことやね、サービスが制限されて。

○福祉課長（大西博己君） その制限を受けた自己負担金で通常通りサービスを受けてるという報告もありますので、今のところその制限で給付を我慢してるという報告は今のところございません、はい。

○1番（美馬友子君） 同等のサービスを受けれてるっちゃうことですか。

○福祉課長（大西博己君） 同等のサービスを、本来でしたら1割負担でできるところを3割負担と。ちょっと具体的に確実に申しませんが、私が見聞きする範囲ではおるというようなことを聞いてますので。もし機会が改められるのであれば、再度ちょっと調べてから回答させていただければと思いますが。

○1番（美馬友子君） もうちょっと私も勉強したいと思います。ありがとうございます。

○福祉課長（大西博己君） はい。

○議長（大西一司君） この議案第5号についてほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） なければ、これで議案第5号の総括質疑を終了します。

それでは、お昼でございますので、ここで休憩とさせていただきます。

午後1時30分から再開をさせていただきます。

午前11時53分 休憩

午後1時27分 再開

○議長（大西一司君） それでは、若干時間が早いんですが、再開をいたします。

お昼前の質疑の中で、福祉課長からちょっと訂正があるそうですので、この際発言を認めます。

どうぞ。

○福祉課長（大西博己君） 議案第5号の質問の中で、1番議員さんのほうから、自己負担が1割から3割になった介護保険法69条の制限を受けてる者はいるのかという質問に対しまして、いるかもしれませんとお答えしましたが、1名おります。ただ、その給付内容、どこの事業所からもまだ上がってきませんので、内容は未定でございます。

以上です。

○議長（大西一司君） それでは続きまして、議案第6号についての総括質疑を行います。

ご質問のある方はご発言をお願いします。

5番国清議員。

○5番（国清一治君） 午前中の小休中に言いましたように、非常に資料を提出いただいてよくわかるわけなんですけれども、この改正を見てますと、入居者の資格に関するところでございますが、前にも入居については暴力団関係者の入居のことで審議したことがあります。それをどうやって確認するのかっていうようなことはあったと思いますが、今回さらに私これは難しいかなと思うんですけれども、かいつまんで言うたら、どういう判断が必要となりますか。課長、お願いします。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○住民課長（岩佐誠明君） これは資格でございますので、今まで配偶者からの暴力の防止の分で入所資格があるっていうような格好であったんですけど、今回は交際相手もこれに含むようになったっていう改正をしようわけなんです。それで、このDVに関しては大変難しいところがあって、ほな誰が判定してどうしてっていうふうな格好にはなるとは思うんですけど、一応今のこの辺は、DVの相談については、勝浦町からしたら直接っていうんじゃないし、直接一番には話ししたとしても、それぞれ微妙な問題もございますので、相手がオーケーすれば徳島県中央こども女性相談センターっていうんがあるんです。そこで、電話相談、ほんでほの後面接相談、結果によって一時保護っていうような格好になられていきますので。その辺の判定自体は大変難しいところはあるんですけれども。

ほれで、今法律婚と事実婚とかという言葉があると思うんですけど、これは配偶者、今の法律ではもちろん法律婚はいけるんですけれども、事実婚についてもいけれ

るようになっていったんです。事実婚と今回のほの交際しとう部分の線引きっていうのは大変難しいと思うんですけど、ただ事実婚については婚姻意思があって共同生活があって届けをしていない者が事実婚っていうような解釈になるだろうと思います。今回の対象とする生活の本拠をともにする交際相手っていうんについては、婚姻意思も認めないけれども共同生活のみ送っている場合を想定したものというふうには解釈しておりますけれども。

○5番（国清一治君） 非常に複雑なのでこれ以上聞きませんが、運用面で対応してください。

以上です。

○議長（大西一司君） ほかに第6号議案についてご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、ないようでございますので、以上で質疑を終了します。

それでは次に、議案第7号について総括質疑を行います。

ご質問のある方、ご発言をお願いします。

5番国清議員。

○5番（国清一治君） 議案第7号で、高齢者福祉推進基金の設管理条例の廃止ということで、条例等って書いただけで3つの設管理条例が廃止すると。こういう例はあるんですか。

○議長（大西一司君） 担当課長。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） 議案の提出課としては、こういう表記の仕方っていうのはございます。特に税とかにもございますので、それぞれの条例全部を書くわけにはいきませんので、1つを例に挙げて、あとはその他等ということで表記する場合がございます。

○5番（国清一治君） はい。

私が思ったのは、中身が関連をしない、それぞれ独立した設管条例でないかなと思ってますので、そういうことを聞きました。

それで、もう一回、これ3つの条例を廃止するわけなんですけど、必要でなくなったということなんですけど、簡単で結構ですのでこれ一つ一つ必要でない理由をちょっと

教えてください。

○議長（大西一司君） 誰で。

課長。

○福祉課長（大西博己君） その1つでございます勝浦町高齢者福祉推進基金の設置、管理及び処分に関する条例、これは平成元年12月22日に制定された分ですけども、平成2年5月16日から平成3年5月15日までの間に2億円を積み立て、平成4年2月24日から平成4年3月24日の間に2億円全て取り崩して特別養護老人ホーム喜楽苑の建設等に使われております。平成4年8月31日には利息1,943円を取り崩して残高ゼロとし、以降入金の実績はなく、地方公共団体が地域福祉金を設置する経費に地方交付税措置が行われるという当初の目的も達成されておりますので、廃止しても特に差しさわりはないと考えております。

以上です。

○議長（大西一司君） ええですか。

○5番（国清一治君） 2番。うん。

○議長（大西一司君） どうぞ、続き、担当課長。

○産業交流課長（野上武典君） 第2番目の勝浦町特定農山村総合支援基金でございますが、当初平成7年に造成されたときには農村地域活性化推進事業基金というふうに基金を積み立てられておりました。その後11年にそれを一応全て取り崩しまして、その後12年に続けて現この名称の勝浦町特定農山村総合支援基金条例というふうに変ったというふうになっております。この使途につきましては、当初国からの支援があり、主に農業振興のために毎年ある一定の金額を取り崩しながらそういった事業に充てていくと。第2回目の平成12年度におきましても、ちょっと額は大きくなるんですが、同様にある一定よく似た金額を取り崩しながら農業振興に充てられると。最終的には、これも平成16年に全て取り崩してゼロとなっております。この後こういった農業支援のための国の支援がなくなったということで、基金造成はなくなっております。

主に農業費に充当されておりました、性質的にも保全費等に充てられておったことから、その当時のその使途を具体的には知る者がおりませんでした。見る限りは農業者への補助あるいは団体への補助といったものに充てたのではないかなというふう

に考えます。

以上です。

○5番（国清一治君） もう必要ないってことやね。

○産業交流課長（野上武典君） はい。

○5番（国清一治君） もう今となつては必要ないってことやね。

○産業交流課長（野上武典君） そうですね。

○5番（国清一治君） はい。

○議長（大西一司君） もう一人。

○建設課長（柳澤裕之君） (3)番の勝浦町建設事業基金の設置、管理及び処分に関する条例ということで、（昭和39年勝浦町条例第11号）ということです。この条例については、昭和30年の勝浦町の町村合併に伴いながらできた条例と認識しております。まず、これについては主に公共建築物の建築資金として基金の積み立てというふうなことで、まず本庁の資金とか、それから病院とかという大型な建築物、また土木物件とかというふうなことで認識しております。そこで、その基金については既に目的は達成してるなというふうな認識でおりまして、今後においては必要であれば具体的な目的を持った基金の条例をその都度設置していこうと考えております。

以上です。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○5番（国清一治君） よくわかったんですけども、私が特に心配するのは、この3番目の勝浦町建設事業基金。本庁は昭和45年ですか、勝浦病院が53年ぐらいだったと思うんですけども、今耐震化で本庁の建てかえ、また勝浦病院の老朽化、いろいろ言われている中で、今まで50年近く置いておいた基金をなぜ廃止するのか、私はちょっと意味がわからんですけども。

今議会でも多分耐震化の問題は出てくる。町長、まず近い将来この条例を置いといたほうが、非常に広い意味を持つと思うんですね、これ。条項を見たらわかると思うんですけども。ほんで、今廃止せんでも、これからの耐震化に向けてはこれ必ず必要になるんで、置いておいたらどうかと思う。町長はどういう判断されてますか。

○議長（大西一司君） 町長。

その場で。

○町長（中田丑五郎君） 私としてはこの建設事業のための建設基金というのは余り最近聞きなれない基金でございまして、この際使われてないところを整理していこうというような目的を持って今回3件の条例を廃止しとんですけど、特に勝浦町建設事業というようなことで、先ほど担当の課長から申しあげましたように、今後必要であればはっきりした目的を持った基金をつくっていきたいというようなことのでございまして、そんなことで私も今回の提案に賛成をしてるところでもございます。

議員がご指摘のように、幅広く使えるものは今後必要なケースも出てくるんでなかろうかというような考え方から申し出があったことと思っておりますけれども、私としては現在のところ、課長の考え方に、目的を持った基金を今後つくっていったらいいんじゃないかというような考え方でおります。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○5番（国清一治君） いや、基金条例今17あるんです。ほんで、今回1つふえるということと3つ減るということなんですけれども、いいほうに解釈したら、この際この数多くある基金を見直したというふうに思えるんですけれども、はっきり言うて、私も今まで一般質問で言うておりますみずから考えの基金、これ平成元年につくられてから25年、ほとんど手つかず。私は使ってほしいんですけども、手つかずで来とうと思うんですね。それと、基金残高を24年の決算で見よったら全く基金が積み立ててない基金もありますね、これ見たら。そこらも含めて検討すべきであったんじゃないかと思っております。

ほんで、第二読会できちっとした質問をしますが、私はこの建設事業基金については廃止する必要がないんじゃないかと今のところは思っておりますので、建設課長、これ何ですか、これ今廃止せなんだら私都合が悪いことは全くないと思うんです。むしろ、置いておいたほうが幅広く使えると思うんですけども、私の解釈の間違いでしょうか。

○議長（大西一司君） これは何もう一旦もう完成しとったやつを今度これそのまま使うたら2回ぶりになるっちゅうことか。この役場建てるんでも。ほなけん、一旦打ち切ってまた新たにつちゅう考えなんだろう、やるんやったら。

（建設課長柳澤裕之君「全部、事業ごとに」の声あり）

事業ごとに。

うん、ほれははっきり答弁をもう一遍。

○建設課長（柳澤裕之君） 当時、昭和39年につくった条例については既に目的は達成しているということで、今後に当たり具体的な目的を持った形で基金を積み立てていくほうが使い方も目的もはっきりしとうということで、その都度条例をお願いしたいと考えています。

○5番（国清一治君） もうこれ以上言いませんが、多分勝浦町庁舎建設基金というようにはっきり目的を明記したほうがいいのではないかとすることは、それはそれでいいんじゃないかと私も思っていますので。ただ、広く使える、勝浦病院までも改築できる基金なんですので、あえてなぜっていう私は疑問が生じただけで。長く考えてみまして第二読会で質疑あれば質疑をさせていただいて、もう今のところはこれで了解いたしますが、みずから考え、みずから実践する基金、これはつくった当初は非常にこれは使い便利のいい基金だと私は思っておりました。それで、特に産業交流課という課ができたんですから、ここらをもこのみずからの基金を使ってほしい。そういうことで、新年度には何らかの形で基金を取り崩して、町のために使っていただきたいと思います。きょうは要望にとどめておきます。

以上です。

○議長（大西一司君） ほかに、ほなございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、ないようでございますので、議案第7号については総括質疑を終了します。

ちょっと休憩します。

午後1時45分 休憩

午後1時47分 再開

○議長（大西一司君） 再開します。

議案の第8号について総括質疑を行います。

勝浦町一般会計の補正予算でございます。

ご質問のある方はご発言をお願いします。

1番美馬議員。

○1番（美馬友子君） 何回でもいいんですよ。

○議長（大西一司君） はい。

○1番（美馬友子君） 義務教育費の何かのエアコンの設計監理委託料のことなんですけど、勝浦中学校は新校舎になった場合、エアコンは設置できる状態にしておくのでいつでも設置できるっていう回答いただいたときがあるんですが、電源がそこまで来ているのに設計委託料っていうのは要るもんなんじゃないですか。

○議長（大西一司君） 局長，どうぞ。

○教育委員会事務局長（坪井泰博君） 今おっしゃられましたエアコンを設置する準備，これは工事をするための準備，例えば室外機がどこに置けるとか，室内機は天井のところに設置できるとか，配管の準備はできるとか，そういうような準備ができてます。けど，設計はそういうまた別に工事をするための図面を引いたり，設計書の作成が入ってまいりますので，設計は設計として予算が必要になってまいります。

以上です。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○1番（美馬友子君） 大きな公共物なんでそういうお金がかかるのかもわかりませんが，自宅でエアコンを設置しようと思ったら，見積もりの中にこんな自宅でも入っちゃうものなんじゃないですかね。配管もできるとし電源も入って，ほういう確認ができてくるっていうのに，こんな大きなお金が要るもんなんですか。

○議長（大西一司君） これは素朴な質問だろうと思うんですが，うん。ほいで，これ小学校も一緒ですか，ついでに。

どうぞ。

○教育委員会事務局長（坪井泰博君） これは，中学校だけの設計費です。

それで，今おっしゃられた素朴な質問なんですけれども……

（「答弁者が言うたらいかんだろ」の声あり）

室内機の容量であるとか，その配管の長さであるとか，また図面作成，積算，先ほどの繰り返すようになるんですけども，その辺の技術的なところが必要になってきますので，設計費用というのが必要でございます。ですから，補正予算に計上をいたしております。

以上です。

○議長（大西一司君） どうぞ，美馬さん。

○1番（美馬友子君） いつでもエアコンを購入したらつけれる状態にしておくって言うたことは，こういうことまでも全部前回の工事の中に含んどうと，私はすぐにつくってという意味はそういうことかなと思って，エアコンの代金だけが要る，取り付けの工事と要るのかなと思っったんで。ほうではないってということですか。

何基つけるためにこんだけ要るっていうのも，この中にわかるんですか。

○教育委員会事務局長（坪井泰博君） 現在の計画ででは，普通教室6教室あるんですけれども，そちらに6基，6教室のエアコンを設置する計画でおります。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○1番（美馬友子君） 今中学校にエアコンは何基あって，これぐらいの費用が要ったんですよ。

○議長（大西一司君） 6基やったら，こんだけあったらできるんちゃうか。

○教育委員会事務局長（坪井泰博君） 今現在エアコンが設置されている教室数は9教室ございます。

それと，何でしたっけ。

○1番（美馬友子君） 今私も中学校の工事費の資料がないので，事務局長も同じと思うんですけど，9基と6基でどんだけの差があるんかとか。

○教育委員会事務局長（坪井泰博君） この9教室のエアコンの設置の費用のお尋ねだと思うんですが，これはもう校舎改築の経費の中に含まれておりますので，ちょっとその辺の抜き出しといいますかエアコンについての経費を1つずつ抜き出すっていうのはちょっと今のところできないです。お時間いただければ抜き出しは可能かもしれませんが，ちょっと今お答えはできません。

○1番（美馬友子君） 勝浦中学校に設置した同じ業者の方が見積もってもこれだけ要るんですか。

○議長（大西一司君） どうぞ，局長。

○教育委員会事務局長（坪井泰博君） 今これ● ●。

○議長（大西一司君） うん。小休しようか。

小休します。

午後1時54分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（大西一司君） 再開します。

どうぞ，局長。

○教育委員会事務局長（坪井泰博君） 設計業者の決定に当たりましては，入札での業者選定といたしております。ただ，早期の工事完成の必要性などさまざまな要件っていいですか条件が考えられますので，いろいろと有利な方法を今後考えてはみたいと思っております。

以上です。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○1番（美馬友子君） 私も今たちまちここに資料がないんですが，高齢者の集まって集会所などに，何の交付金か，ちょっと濟いません，忘れてしまいました，空調設備をつけれるって言うてつけたときに，こんだけの設計監理委託料が要ったかどうか，また私も調べ直してちょっと勉強したいと思います。

○議長（大西一司君） これ，局長，積算根拠っちゃうか明細証明書なんかは提示できるんやったら，多分十分納得できにくいと思うけん，そういう資料を，積算明細を，何に何ぼ要る，何に何ぼ要るってずっと，ほれでまた……。

○教育委員会事務局長（坪井泰博君） ほれでまた。

○議長（大西一司君） うん。

○教育委員会事務局長（坪井泰博君） はい。

○議長（大西一司君） ええ。

どうぞ，町長。

○町長（中田丑五郎君） 町として，公共事業になりますので，積算もきちっとしたら図面も要るしということで，今回この金額が必要だというようなことを最初受けたときに，そんだけ要るのかなというような疑問は確かにございました。若干当初よりも安くはなってるようではございますけども。

そんなんでも，図面作成とか積算とか，管理ですね，後の。仕事がきちっとできとるかどうかっていうのは，管理まで全部やる経費ということでございます。先ほど議員が，集会所のクーラーなりつけるんと比較してというような，全く比較にはならないと思うんですが，公共事業でございますので，仕上げてきちっとした規格に合ったも

のを入れてくれとかその辺を，教室にふさわしいような器具がもう入っていかんだらいかなだろうし。ただ，配管とか工事費は安くなると思ってます。配管もできてますので。全く配管できたらんのだったら工事費は上がってくるんですけども。

その事業についてはかなり差が出てくると思うんですけども，この設計監理っていうのは私も，先ほども申し上げましたが，ちょっとびっくりしたところもあるんが本音でございまして，きちっとしたもんを設計書つくって，業者に見積設計額っちゅうんですか出して，適正な価格を出していくという作業でございまして，そんなことでこっだけ要ったんかなということでございますので，できればご理解いただけたらなと思ってます。

○議長（大西一司君） これから入札っちゅう形とるんでしょう。

○教育委員会事務局長（坪井泰博君） そうです。

○議長（大西一司君） ほやけん，ほんときの明細を拝見できたら納得しやすいわね。

○1番（美馬友子君） 安心材料っていうことでこれぐらいのあれが要るっていうことね，公共事業なんで。まあね，はい。主婦的な感覚ではなかなか理解できん。自宅につくんと全然違うっちゅうことやな，はい。

（「● ●」の声あり）

はい，わかりました。済いません。

○議長（大西一司君） それでは，そのほかに質問，ご発言どうぞ。

先に，4番節議員。

○4番（節 公一君） まず，10ページの総務管理費のところの説明のところ，健康管理システムの連携業務委託料，この説明のときに予防接種や何かがん検診というのに対応するというようなシステムという説明があったんですが，それでそれと同じように，今度11ページの一番上の健康増進事業，これのときの健康管理システムの導入，これも同じように予防接種やがん検診のという説明があったが，同じ事業に対してやるのが違うっていうことなんですか。例えば，システムのところと人的なところと。ちょっとわかりやすく，そこの。事業は同じなんですか。

○議長（大西一司君） どうぞ，伊丹課長。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） お答えします。

今度、先ほど説明しましたように、健康管理システムというのを福祉課のほうで導入して運用します。その管理システムが、基本的にはどのシステムも全部皆同じなんですけども、住民情報、住民基本台帳から情報をリストアップして、それで現実の課で使うというような格好になります。総務課分もコンピューターの連携の部分、各課とのホストって言うたら変なんですけどもメインの部分があって、その中に住民情報が管理されてます。それを今度福祉課の健康管理システムっていう機器を入れて、そこで運用するんですけども、その住民情報を福祉課のシステムに取り込むまでの作業を総務課のほうで業務したいと思ってます。そんで、先ほどまた福祉課のほうで言いました300万円余りの分については、今度福祉課のほうで機器を入れてそれを運用するというところでさび分けをしています。

○4番（節 公一君） ほやけん、またその同じことを● ●単純に言うたら五百何十万円が要するということですね。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） 同じ事業なんですけども、システムを原課に送るんは、データを送るまでの間を総務課でやって、実際の運用は福祉課でやるというところで区別をしています。

○4番（節 公一君） 今までも、例えば住基ネットを使ったってことで、常にいつもそのデータを利用してっていうようなシステム変更になつとるんが多いと思うんですが、実際にこれは勝浦町単独のシステムなんか、ほれともよその他との互換性とかどうか汎用的なシステムなんか、どういうもんなんですか、これは。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） ちょっと以前の話しますと、電算室があったときにはホストコンピューターで全部管理しておりました。ホストコンピューターのほうのデータとかシステムを利用して各課で作業しよったんですけども、電算室がなくなってからは各課で業務をしていこうかということで、税にしても介護にしても後期高齢にしても全てそういうふうに各課の課で業務を進めるようなシステムを今構築してます。ただ、どの業務についても住民基本台帳のデータが基本になりますので、それは別のシステムで組んでます。そこからいろんな住民情報を得るためのシステムについては、連携ということで総務のほうで今管理をしています。ほういうような仕組みにしています。

○4番（節 公一君） それはまた、今まで電算室があったとき、電算室を廃止しま

したですわな。要は、プラスになっとんですか、マイナス。メリット、デメリット言うたら、どちらの方向になっとんですか。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） ちょっとほのあたり比較はなかなか難しいんですけども、一応当時廃止した経過としては、一元的に管理するよりもそれぞれの課で管理をするほうが経費も安くなると思いますし、あとROMの問題ですよね。電算室のものは全て管理するというよりはそれぞれの担当課で管理をしていくというほうが効率的にもいいだろうということで、そういうふうな方針で電算室をなくして今の形をとっております。

○4番（節 公一君） そしたら次に、同じ企画総務課長のところで、総務費のところのコミュニティーのところ、4件あったんが3件で採択で、1件が沼江地区の部分が今回不採択になったということですが、その不採択になった事業について次年度にも同じ事業で継続して出されとんですか、それともここでだめになったらその事業はだめになるんですか。継続して次年度へまた持ち越せるんですか。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） ことし、先ほどの説明の中で、4件、普通のコミュニティーの事業250万円の分、それが3件、それと消防の自主防災のほうの関係で1件ということで、4件申し上げました。ほんで、ほのうちの今採択にならなかったのが、沼江地区の夏祭りを今しておるんですけども、そのあたりの備品を購入するということで申請したんですがだめでした。ほんで、来年また地区の人とご相談しまして、何回でも上げれますので上げてはいきたいと思っております。

○4番（節 公一君） いや、ごめんなさいね。ちょっと待って。

確認ですよ。来年ということは26年度ですか。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） そうです。

○4番（節 公一君） ってことは、これは、26年度のやつってもう締め切ってますの。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） ちょっと期日はちょっとわかりませんが、近々だったと思います。締め切り日はちょっと把握してませんが。申請するかしてないか、ちょっとまだ把握できておりません、私のほうでは。

○4番（節 公一君） いや、これ25年度の方であかんようになったって、26年度で、私らが聞いたんは9月ぐらいまでに出してくれという話で聞いてましたん

で。もう12月になつとうでしょう。これで、ちょっとほな確認しといてください。そして、沼江地区がこれ関係してくると思いますんで。

最後にもう一点ですが、これは説明では産業交流課の説明だったと思うんですが、婆羅尾尖石線です。今回非常に大きな補正予算が出てまして、工事費で4,100万円ということでしたかね、今回。これって林道専用道で25年度と26年度で合計1億円っていう事業のことだったと思うんですが、それで間違いないですか。

○議長（大西一司君） 課長。

○産業交流課長（野上武典君） それで間違いない。工事も順調に進んでおりますので、できれば早く仕上げたいということで前倒しで今回補正予算を提案させていただいたところでございます。

○議長（大西一司君） どうぞ、笹議員。

○4番（笹 公一君） ということは、今確認しようと思ったんですが、前倒しということですか。総額では変わらないんですか。

○議長（大西一司君） どうぞ、課長。

○産業交流課長（野上武典君） 工事のほう、一応既設の既にできている道路を現在は拡幅いたしております。これから新しい何もないところを切り開くんですが、思うより低額に進んでおりまして、当初1メートルに5万円程度というような見込みで1億円ということでしたが、それより今のところ実績では安く進んでおりますので、今回の補正予算で当初の目的の地点までは道が通ずるというふうに考えております。

○4番（笹 公一君） 再度確認ですが、総延長2.1キロでしたかね、たしか。それで1億円と今ということだったんですが。っていうことは、26年度の分が少なくなるということで、何か工事費全体が膨らんだというようなことではないという、単純なそういう確認でいいわけですね。

○産業交流課長（野上武典君） そのとおりです。

○4番（笹 公一君） はい、わかりました。

○議長（大西一司君） いいですか。

○4番（笹 公一君） 以上です。

○議長（大西一司君） 伊丹課長のほうから補足お願いします。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） 今ちょっと確認しましたがけれども、26年度については沼江は申請していないということです。理由については備品購入がだめだったのかどうかちょっとほのあたりこさいはわかりませんが、一応来年度は申請しておらないということでございます。

○議長（大西一司君） ええですか。

（4番節 公一君「はい」の声あり）

ほな、5番国清議員。

○5番（国清一治君） 4番議員が先言うたばっかしで皆言われてましたけども、一点だけ。ほのコミュニティーは各地区からかなり非常にいい補助ということで要望があるってことで、今各地区からどれぐらい出てきてとんでしょうか。

○企画総務課長（伊丹眞悟君） ちょっと26年度の件数自体は、把握は私はできておりません。大体毎年であれば3件前後が出てきておりますけども。以前はかなりの確率というか認定件数があったんですけども、ご存じのように、いつもこれ言っておるんですけど、宝くじの振興協会の事業見直し等があって補助金枠が全体にかなり下がってますので、その関係で採択件数がかなり減っておるのが現実でございます。

○5番（国清一治君） 僕が聞いたかったんは、予算減にするよりも、次年度にあるんだったらほれこそ前倒しでできたのではないかいなっていうことであって、それはいいです。

ただ、この上の関係なんですけれども、たしか提案型でも出てきまして採択にならなかった。このときも夏祭りのたしか備品であったと思いますが、私も3回ほど夏祭り見せてもらいに行きましたが、非常に若い人が一生懸命やっておりますので何らかの形で拾ってあげなければ、もう多分今祭り休んどるんでないんかいなと思うんですが、せっかく勝浦の、はっきり言うて、沼江、石原ではなかなか活性化がなかったんですけども、私は楽しみにしとったんですけども、できたらこういう申請体制、ただチェックする以前に私は指導をしてあげてほしいと思うんです。提案型のときも思ったんですけども、やり方によったら採用になる方法もあると思うんで、そこらは指導していただきたいと思います。沼江はもう気の毒だと思う、2回ケッチン喰らうとる。そうやね。提案型も出とったんやしやね。町長、知っとうと思う。

○議長（大西一司君） どうぞ。

うん、どっちでも。

○町長（中田丑五郎君） 議員が言うとおりでございまして、提案公募型で最初るときに出てきとったと思う、50万円のとときに。あれで備品の購入は提案公募型の事業としてはふさわしくないというようなことで、地元の方が一生懸命夏やってるっていうようなことで、私も非常にいいイベントやっとなるなというようなことで、たしか社会福祉協議会のほうにお願いして、社協のほうで買うてくれと。買ったものを沼江にその時期だけ貸すということで、鉄板とかほんなん何基か買ったような記憶はあります。その後それが使われてるのかどうかっていうんは、そこまで私もちよっと追及はしてないんですけども、そんなことをさせてもらって、沼江のすばらしい地域の取り組みを何か応援したいなという気持ちから、社会福祉協議会に無理言うて買ってもらったというようなことでございます。

ちよっと備品の購入となったら、若干難しいところが出てくる。コミュニティーにしても一番採択できたらいいんですけども、いろいろ条件面であるようなんでございますんで、できるだけ引き続いて頑張ってみたいと思っています。

○5番（国清一治君） イベントですので備品以外でも多分支援できるところがあると思うんで、立ち上がった火を消さないように指導してほしいなと思います。

以上です。

○議長（大西一司君） ほかにご意見のある方ございませんか。

8番井出議員。

○8番（井出美智子君） 11ページの母子衛生費の不妊治療費の助成金の補正予算ですが、これはこれだけ皆が利用してくれたっていうことですよ。もっともっと宣伝っていうかPRしたら、これをもっと利用して少子化にプラスになっていくっていうことですよ。意外とこのごろの若い夫婦は子供がなかなか持てなくて悩んでるっていうのが私の身近にもあって、給料が安いんで不妊治療に踏み切れない人が思いのほかいるんで、もっともっと予算を手厚くして勝浦町の少子化に取り組んでいてもらいたいと思います。今回は補正予算でこの金額ですが、来年度はもっと手厚い予算になるだろうと課長に期待しているんですが。

○議長（大西一司君） 一言どうぞ、課長。

○福祉課長（大西博己君） 23年度までの実績に基づいて25年度の当初を組んだわけですが、24年度も23年度なりの件数でございました。25年度で偶然申請がふえたのか、これがこれ以後の現象になるのか、ホームページ等のアップ等で十分周知はしているつもりでございますが、次年度以降もっとふえた場合ということを勘案した当初予算の編成は心がけておりますが、単価そのものをどうこうするという考えは今のところ予定はしておりません。

以上です。

○8番（井出美智子君） それはまた……。

○議長（大西一司君） 何や聞いとりゃん、そんなん。

（「そんなこと言う● ●」の声あり）

はい。

○8番（井出美智子君） 誘い水をしてくださったのでそれはまた、今回の一般質問はしませんが、今後の一般質問で手厚い中身に変えていくようにお互い協力していきたいと思います。期待しております。

○議長（大西一司君） ほかにございませんか。

もう大分出尽くしてあれじゃね。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ないようでございますので、それでは以上で総括質疑を終了します。

それでは次に、議案第9号についての総括質疑を行います。

ご質問のある方はご発言をお願いします。

4番節議員。

○4番（節 公一君） さっき説明のときに、高額療養費750万円、現時点での見通しでこのぐらい必要だろうというような形だったんですが。ってことは、もう現在今までの分を使い切ってしまうてるのか、それとも進行状況を見た段階でこのぐらい必要なのか。それは、例えばどういう原因でそういうことになったか。例えば、大きな心臓の疾病の方が予定よりもふえたとか、そういうことを何か原因的にはっきりわかるところがあるんですか。

○議長（大西一司君） 課長。

○税務課長（前田泰子君） 最初のほな現時点での内容ですが、現在までの実績から見て、高額療養費は1カ月に約500万円ほどかかってます。残りまだ4回分の高額の支払いがございます。それから見たら、あと2,000万円は必要かなっていうふうな思いがございます。当初予算の残額から見て勘案した場合に、あと750万円は必要というふうに判断しまして、補正請求をいたしました。

そして、内容的に見てみますと、同月までの支払いの24年度対比で見ると、約120%出ております。去年は、24年度は少なかったんですが、24年度同月対比では約120%。23年度はここ5年のうちで一番医療費が高かったんですが、その同月で対比で見ても99%っていうふうな感じになっております。

そして、原因といいますか内容を見てみますと、悪性腫瘍の手術とか心臓疾患の手術、心臓疾患の手術とかしたら500万円ぐらい、悪性腫瘍の手術しても200万円ぐらいとか、あと関節の手術をしても約100万円前後とか、脳血管疾患の患者さんのための分が140万円ぐらいとか、かなり高額な病名がちょっと最近続いておりますっていうんが原因かなと思います。

○4番（籾 公一君） 内容についてはよくわかったんですが、担当課長として、この範囲でおさまりそうなんか、それともまだ年度末までには不確定なところがあるというような判断、どちらのような判断されてますか。

○税務課長（前田泰子君） 本当に難しいです、はっきり言って。毎月支払いが来るたびに確認はしておりますけれども、7月はこういうふうな高額の内容があったけど、9月にはころっと変わってるとかという。ほやけん、このままいって落ちついてくれたらいいなと思いますが、ちょっとほこはなかなか予想ができにくいんが事実です。

○4番（籾 公一君） はい、わかりました。

○議長（大西一司君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 議案第9号について、ないようでございますので、質疑を打ち切ります。

それでは、議案第10号についての質疑を行います。

ご質問のある方はご発言をお願いします。

簡易水道関係です。

5 番国清議員。

○5 番（国清一治君） 一点だけ聞きたいんですけども、課長のほうから、継続費の補正のところで、補正前との比較、増減があったんですけども、これ現時点で1億円近くふえてますよね、9,300万円。ほんで、理由に人件費の増15%ぐらいと言いましたが、これほかに要因があるのか。これ今後も続いていくのかどうか。1億円ふえるっちゃうのは非常に大きいことと思う。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○建設課長（柳澤裕之君） 議員おっしゃるように、総額で18%増の9,300万円ほどふえております。その要因については、さきも述べたように、人件費のベースアップが着工ベースで約15%、ほれに経費がおりますんで、人件費だけで約20%ぐらいの増かなというふうには認識しております。

それと、一番主たる要因については、当初西谷地区あたりで県道を埋設して西谷橋に転化をして、それから新浜勝浦線をさかのぼって開管をするというふうな予定をしてみたんですけども、関係機関、いわゆる道路管理とか河川管理とかの協議の中で、そこは堤防だからちょっと縦断占用、専門的に言いますと、埋設● ●のは難しいよと、縦断的な占用は難しいよということで、ルート変更とかというふうなことになっています。それによって、どうしても迂回しますので管路の延長とか、その他電圧装置とか、いろいろな部品がちょっと多少ふえまして、それでそういうふうなんがミックスされて全体的に18%アップというふうな状況になっております。

以上です。

○5 番（国清一治君） 今後ほなこういうことは出てくる、まだまだ。

○建設課長（柳澤裕之君） 現在のところ、担当に聞きますと、詳細設計は完了しとりますので、一応現在の歩掛かり単価についての精査をしとりますので、これ以上の大差はないというふうな認識でおります。

○5 番（国清一治君） はい。

○議長（大西一司君） ええですか。

○5 番（国清一治君） はっきりわからんけど。はっきり言うて、今人件費が上がるっちゃうんは、けさもテレビでしてましたけれども、入札しても工事が落ちない、

その原因に人手がないってということで、おのずと人件費が上がってくる。これは、全ての工事に言われると思いますので、一部工事変更もあったようですが、現在のところ了解しています。

○議長（大西一司君） それについてちょっと関連ですが、単価は上がっていくわ、工事の大幅なおくれっていうのはないんですか。これが一番心配されますが。

○建設課長（柳澤裕之君） 現在のところ、工事については、発注分については計画どおりやっております。しかしながら、細かに言いますと、25年度に当初から予定しとった分が、例えば管路を1,000メートル強化というふうな当初から計画でおった分が、先ほどの人件費アップとかによって積算上多少縮んでしまったというふうなことで、25年度については実の実施延長としてはちょっと多少短くなっております。そのあたりがちょっと懸念されますので、ある程度25年度のやつも前倒ししたり、いろんな方法論で継続費の配分も考えながら、ご迷惑をかけないように実施をしております。

以上です。

○議長（大西一司君） その上に資材が、高騰はええんやけど、不足してできないんや言う場合が起こり得うりゃあせんかと。現に建築関係では正味言うて、町長もようご存じだろけんど、ヒノキがもう全然ないんです、不足して。ほんなこと考えられんなんやけんど。プレカット工場もう弱ってしもうて、単価どうこうでなしに赤字操業してます。それについて、杉の修正材もついでに暴騰しとるような状況で、単価は上がるわ、資材がなくなったりして、工事が遅々として進まんやという状況、ひょっとしたら起こり得るかもわからんのやけど、それぞれどんな予測っちゅうか計画で取り組んでますか。

○建設課長（柳澤裕之君） こちらのほうへ入荷する資材が薄いとか、そういうふうなことは今のところ情報はありません。それで、この間も沼江地区の水槽についても材料検査に行かせてもらったんですけども、材料については十分あるというふうなことで聞いておりますので、安心はしております。

○議長（大西一司君） ほな、安心しときます。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、ないようでございますので、以上で総括質疑、これで終了します。

お諮りします。

本件を第二読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 異議なしということでございます。ご異議ありませんので、本件は第二読会に付すことに決定いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

どうも皆さんお疲れでございました。

午後 2 時 27 分 散会